

令和8年7月23日

質 問 事 項 ・ 回 答

案件名称：令和8年度 尿素（西淀工場）下半期概算買入

大阪広域環境施設組合

番号	質 問 事 項	回 答
1	・ 6. その他事項（1） 通常時発注より3日以内、緊急時は1日以内に納入することとの記載がございますが、実際には二週間前又は一週間前に発注ともう少し猶予があるのでしょうか。 ・ 6. その他事項（3） 原則、納入対応日については平日（土曜日含む）との記載ございますが、実際に土曜日での納入も多くございますか。 土曜日の対応頻度も教えていただけますと幸いです。 ・ 6. その他事項（3） 平日及び土日祝の納入時間について、細かな指定はございますでしょうか。もしございましたら、何時から何時までの間でなどご教示いただけますでしょうか。 ・ 6. その他事項（6） 納品時に必要な書類として記載されております「「公認計量所の計量証明書」ですが、メーカー計量証明を採用しご提出してもよろしいでしょうか。メーカー計量証明書が不可の場合、貴組合様が公認計量所を定める基準をご教示いただきたいです。	・ 通常1週間前には発注しています。 炉の運転状況・予定外の停止は急遽キャンセル依頼をさせていただく場合があります。 ・ 基本的に土曜日に納入しないように発注します。 予定外のトラブルや長期休暇前後（GW・お盆・年末年始）、緊急時には土曜日に納入するよう発注する場合があります。 ・ 可能な限り午前は9時～11時、午後は13時～15時の間に納入していただくよう、お願いしています。 ・ メーカー計量証明書が公認計量所の計量証明書でしたら問題ありません 公認計量所とは、取引や証明するために使用する特定計量器を用いて適正な計量を行い、その結果を公的に証明する都道府県知事の登録を受けた計量証明事業所を指します。